

# 女川町新型コロナウイルス 感染症拡大防止協力金事業

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、宮城県の営業時間短縮の協力要請に応じて、時間短縮営業を行った対象店舗の事業者に対し、協力金を交付します。

## ◆協力金対象等

### ▶対象店舗等（事業者）

食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設

- ①接待を伴う飲食店
- ②酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）

※ただし、従前より、午前5時から午後9時までの範囲で営業している施設は、要請対象外。つまり、通常時において午後9時を超えた営業時間を設定し、対外的に周知のうえ営業している店舗。

### ▶交付対象

対象店舗のうち、

**令和3年4月5日㈪午後9時から  
令和3年5月6日木午前5時まで**

の連続31日間に午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面的に協力した事業者。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により休業した場合も対象。

なお、協力金の交付対象となる飲食店の店舗を時間短縮営業した場合でも、宅配やテークアウトを行うことは認められています。

### ▶協力金交付額

**1事業者 124万円**

申請方法等は裏面に記載

取り戻そう笑顔あふれる女川町



## Q&amp;A

Q : 従前から酒類を提供していない飲食店は、協力金の対象となるのか。

A : 酒類を提供していない飲食店は、時短営業要請の対象外のため対象になりません。

Q : 4月5日から5月6日までの31日間すべての期間で時短営業等をしないと、協力金は交付されないのか？

A : その通りです。

Q : 時間短縮営業の対象になるのは、どのような場合か？

A : 協力要請期間以前から、通常午後9時を超えた営業時間を設定し営業していた実績があり、対外的に周知のうえ営業している店舗であり、新型コロナウイルス感染症対策として現在時短営業又は休業している場合が対象となります。

午後9時までの時短営業とは午後9時に閉店し、お客様がない状態にあることをいいます。

また、宅配やテイクアウトは認められます。

Q : 車両等での移動販売で時短営業した場合は、協力金の対象となるのか？

A : テイクアウト等と同様の取扱いになるため対象なりません。

## 申請書類

- ①協力金交付申請書
- ②誓約書
- ③食品衛生法における営業許可証の写し
- ④宮城県対策実施中ポスターと時短営業に協力したことが分かる写真等
- ⑤振込先の通帳の写し
- ⑥本人確認書類の写し（運転免許証など）

## 申請方法

郵送又は持参  
(持参の場合は開庁日  
8:30~17:00)  
※様式は町HPに掲載。

## 申請期間

令和3年5月10日(月)から令和3年5月25日(火)まで

お問合せ  
申請先

〒986-2265 女川町女川一丁目1番地1  
女川町産業振興課 商工労働係  
TEL: 0225-54-3131 内線681・682



取り戻そう笑顔あふれる女川

